

# 「医療費のお知らせ」

「医療費のお知らせ」(あなたの世帯の医療費)は、国民健康保険に加入し、過去に医療機関などで受診した人に対して、年に6回、6月から翌年4月までの偶数月の月初に世帯主宛てに送付しています。医療機関等名・受診者名・日数・医療費などの総額・患者負担額などを記載していますので、受診状況を振り返り、今後の健康づくりに活用してください。記載内容に疑義がある場合は、電話で保険課まで問い合わせください。

なお、「医療費のお知らせ」は確定申告の際に、医療費控除を受ける場合の添付書類として必要な「医療費控除の明細書」の代わりとして利用できます。翌年の確定申告において医療費控除を受ける予定がある人は、確定申告の時期まで大切に保管してください。

ただし、今年の11月および12月分の医療費については、「医療費のお知らせ」の送付が翌年4月上旬となりますので、確定申告の際にはこれまでどおり「医療費控除の明細書」が必要になります。なお、医療費控除に関する詳しいことは、税務署に直接問い合わせください。

送付時期	医療機関などで受診した月	
令和3年	6月上旬	令和3年1月・2月
	8月上旬	令和3年3月・4月
	10月上旬	令和3年5月・6月
	12月上旬	令和3年7月・8月
令和4年	2月上旬	令和3年9月・10月
	4月上旬	令和3年11月・12月

**注** 受診した月が上記の場合であっても、医療機関などからの請求遅れなどにより、送付時期に間に合わないことがあります。

## Q&A ~ よくある質問 ~

**Q. 令和3年の4月から国民健康保険に加入しましたが、送られてきた保険料の納入通知書の支払いが6月からになっています。4、5月分の支払いはないですか。**

A. 保険料は4月分から翌年3月分までの12カ月間にかかる金額を、6月から翌年3月までの10回に分けて納付していただきます。そのため、4、5月も保険料はかかりますが、納付は6月以降になります。

**Q. 既に会社の健康保険に加入していますが、令和3年度保険料の納入通知書が送られてきました。どうしたらいいですか。**

A. 国民健康保険の資格喪失手続きができていない可能性があります。国民健康保険から他の健康保険に変更した場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。資格喪失手続きは郵送で受け付けています。次のものを保険課宛てに郵送してください。

**提**①現在加入している健康保険の保険証の写し(コピー)、②国民健康保険の保険証の原本  
資格喪失手続きの完了後、手続きをした月の翌月中旬に、現在の健康保険に加入するまでの保険料を計算し、納入通知書を送付します。

**注**5月末までに国民健康保険の資格喪失手続きをした人には、現在の健康保険に加入するまでの保険料を通知していますので、納付をお願いします。

**Q. 保険料を納期限までに支払わない場合は、どうなりますか。**

A. 督促状や催告書を送付します。さらに滞納を続けると、有効期限の短い保険証になることがあります。

また、特別な事情がなく滞納を続けていると、預貯金などの財産の差押さえに至る場合があります。速やかに保険収納課に相談してください。

**Q. 通知された保険料の支払いが困難な場合は、どうしたらいいですか。**

A. 特別な事情がある場合、保険料の納付方法の相談ができます。保険収納課へ問い合わせください。

災害などに遭われたり、前年と比べて今年の収入が大きく減少する見込みであるなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は、保険課へ申請することで保険料が減免される場合があります。

なお、令和3年度の国民健康保険料の減免申請については、原則として郵便で受付を行います。**まずは必ず電話で**保険課まで問い合わせください。

**Q. 新型コロナウイルス感染症の影響で所得が減少する見込みなのですが、減免してもらうことは可能ですか。**

A. 新型コロナウイルス感染症の影響も含めて、所得が著しく減少した場合など、保険料の減免を希望する人は、**まずは必ず電話で**保険課まで相談してください。

なお、令和3年度の国民健康保険料の減免申請については、原則として郵便で受付を行います。

# 国民健康保険のお知らせ

保険料の金額や計算方法

**問** 保険課 **TEL** 06-6992-1545

保険料の納付の相談

**問** 保険収納課 **TEL** 06-6992-1537、1538

## 新型コロナウイルス感染症関係

### 傷病手当金

給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、働くことができず、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

**対**以下の全てを満たす人

▽守口市国民健康保険に加入していること

▽給与の支払いを受けていること

▽新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため働くことができず、給与の全部または一部を受けることができないこと

**支給対象となる日** 働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から、働くことができない期間のうち、就労を予定していた日

**支給額** 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日数

**適用期間** 令和2年1月1日～令和3年6月30日の間で療養のため働くことができない期間(ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで)

**注**7月1日以降の適用については、未定です。適用期間が延長となった場合は、市ホームページでお知らせします。傷病手当金の申請を希望される人は、**まずは必ず電話で**保険課まで相談してください。

### 国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、国民健康保険料が減免される場合があります。

**対**次の(1)または(2)のいずれかに該当する世帯

- (1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入)の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯
  - ①事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の30%以上であること
  - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

**注**年金収入のみの世帯は、対象になりません。

**提**申請書送付の時に別途案内します。

まずは必ず電話で問い合わせください。なお、国民健康保険料の減免などの手続きは郵送で行えます。来庁の必要はありません。

## 還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、預金をだまし取ろうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金がある場合、市民の皆さんに電話で、銀行や現金自動預払機(ATM)での手続きをお願いすることは絶対にありません。

こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いします。